

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会 概要

1. 開催趣旨

化学物質管理を巡る国際的環境の変化に迅速に対応する必要性に鑑み、国際的な規制制度や国内の化学物質管理の制度設計等、今後の化学物質管理政策の在り方について審議を行う。

2. 検討事項

化学物質管理政策の在り方に関する重要事項等について

3. 設置年月日

平成25年7月1日

4. 開催実績

平成25年10月 第1回化学物質政策小委員会

平成26年 5月 第2回化学物質政策小委員会

平成28年 2月 第3回化学物質政策小委員会

平成29年 1月 第4回化学物質政策小委員会

※平成28年度第1回化学物質審議会と合同

平成30年 1月 第5回化学物質政策小委員会

※平成29年度第1回化学物質審議会と合同

平成31年 1月 第6回化学物質政策小委員会

※平成30年度第1回化学物質審議会と合同

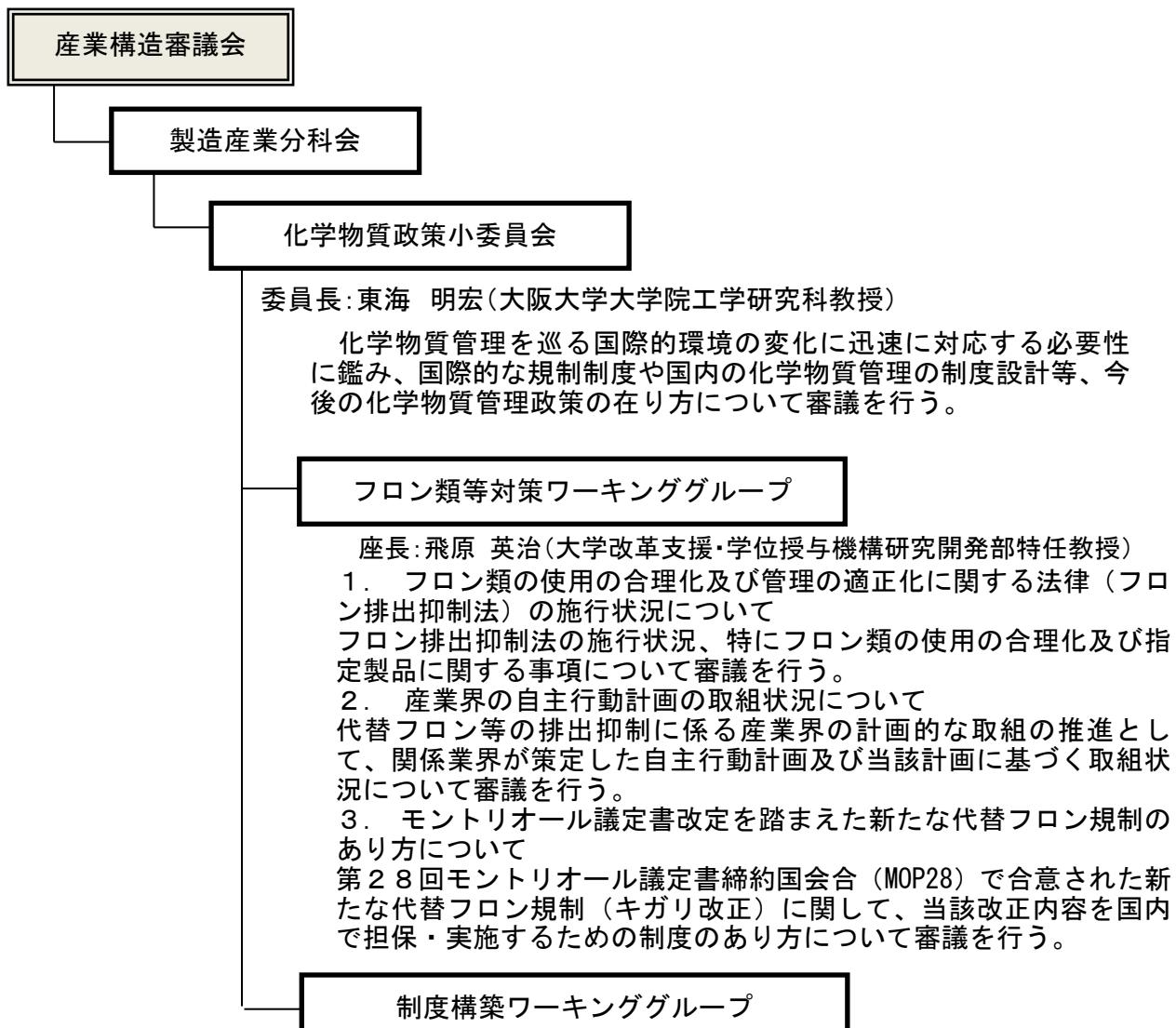
令和2年 1月 第7回化学物質政策小委員会

※令和元年度第1回化学物質審議会と合同

5. 庶務担当部局

経済産業省製造産業局化学物質管理課

5. 体制図



座長: 東海 明宏(大阪大学大学院工学研究科教授)

「水銀に関する水俣条約」の国内担保に関し、水銀含有製品の製造・輸出入禁止、水銀の暫定的保管等について検討する。
また、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の見直し等について検討する。
加えて、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の見直し等について検討する。

化学物質審議会 概要

1. 設置法令

経済産業省組織令 第98条

法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

輸出入取引審議会

化学物質審議会

2. 所掌事務

経済産業省組織令 第100条

化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第56条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第18条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、化学物質審議会に関し必要な事項については、化学物質審議会令（昭和49年政令第101号）の定めるところによる。

3. 設置年月日

平成13年1月6日

4. 開催実績

平成23年 6月 平成23年度第1回化学物質審議会（書面審議）

平成23年 8月 平成23年度第2回化学物質審議会

平成24年 1月 平成23年度第3回化学物質審議会

平成24年 9月 平成24年度第1回化学物質審議会

平成25年 7月 平成25年度第1回化学物質審議会（書面審議）

平成25年10月 平成25年度第2回化学物質審議会

平成27年 3月 平成26年度第1回化学物質審議会（書面審議）

平成28年 2月 平成27年度第1回化学物質審議会

平成29年 1月 平成28年度第1回化学物質審議会

※産業構造審議会製造産業分科会第4回化学物質政策小委員会と合同

平成30年 1月 平成29年度第1回化学物質審議会

※産業構造審議会製造産業分科会第5回化学物質政策小委員会と合同

平成31年 1月 平成30年度第1回化学物質審議会

※産業構造審議会製造産業分科会第6回化学物質政策小委員会と合同

平成31年 3月 平成30年度第2回化学物質審議会（書面審議）

令和2年 1月 令和元年度第1回化学物質審議会

※産業構造審議会製造産業分科会第7回化学物質政策小委員会と合同

（この他、審議会に設けられた安全対策部会、審査部会において、規制対象とすべき化学物質の選定等について、技術的専門事項を審議。）

5. 庶務担当部局

経済産業省製造産業局化学物質管理課

化学物質審議会 体制図

